

工事関係書類の押印の見直しについて（お知らせ）

令和3年7月
下 関 市

工事関係書類の押印の見直しについては、下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 押印を廃止とする書類

事業者が提出する工事等関係書類の押印を廃止とする書類は、別紙「工事等関係書類の押印廃止一覧表」のとおりです。

2 押印を存続とする書類

- ・ 契約書、請求書、権利義務の譲渡（承継）承諾願など

<留意事項>

- ・ 押印しないことを強制するものではないため、押印されていても従前どおり受け付けます。
- ・ 押印を廃止した書類（一部除く）について、受発注者それぞれが工事打合せ簿により文書の真正性を確認します。
- ・ 改正に伴う新しい様式等は契約課のホームページに掲載しています。